

若し立案者の意思が此規定に依り、職工の最低年齢を事實上十四歳たらしめんとするにありとせば、何が故に、最低年齢を十四歳となすことを明言せざるか。修正案に於て此規定を削除せるは至當の事たり。

業務災厄の救濟に關し、特定の範圍に於て之を工業主の責任に歸するの規定は原案にも修正案にも之あり、只原案に於ては、責任の程度を定むることは之を命令に譲り修正案に於ては法律に之を明示せるの區別あるのみ。余の見る所に依れば、業務災厄の救濟に關する規定を工場法の内容に加ふることは、強ち異議を挿むべきに非ざるも、余が先きに述べたる歐洲各國の實例に徴するに、此事に關しては労働保険法なる特別の法律に於て之が規定を設け工場法と全たく關係なきものとなせり。其然る所以のものは他なし、災厄に關する工業主の責任を定むることは工業主に在つて重大なる利害の關係を及ぼすものたる

を以て、其責任を果たさしむるに就ては種々の方法を設け、成るべく保険の制度に依らしむるの必要あるに依る。然るに工場法に於て、其責任に關する規定を存し、其責任を果たすの方法を設けるときは、其結果憂ふべきものなきに非らず此事たる余が先きに労働保険制に就き説明したる事實に依り、之を明にすることを得べし。去れば、余は最初の工場法に於て、是の如き重大なる問題を解決するの必要なきを信ず。只此點に就ては原案及び修正案に對し、敢て反対の意思を有する者に非ざるも、少しく早計に失したるを憾むのみ。

農商工高等會議の議決後、若干もなくして内閣の交迭あり、工場法案は終に庫中に埋沒せらるゝの不幸なる運命に遭へり。

明治三十三年、政府は農商務省内外に、特に工場調査の機關を設け、工場職工の現状を調査し、工場法の立案をなさしめたり。窪田靜太郎氏之

が主任となり、余も亦之に参加するの榮を得たり。爾來三十六年に至るまで、材料の蒐集に務め事實の調査をなし、漸く法案の大體を定め、之を公示して當業者及び識者の意見を徵したり、其要旨左の如し。

第一、適用の範圍は三十人以上の職工徒弟を傭使せる工場とし官立工場をも包含せしむること。

第二、職工の最低年齢は十一歳とす但し法律施行の當初は九歳とし、漸次之を上げ十ヶ年の後に至つて此制限に達すること。

第三、徹夜業の制限は、十六歳未満の男女又は十六歳以上の女子に適用し、而して之に關する若干の特例を設け、交替執業の場合には之を許可す、但し十三歳以下の者に對しては全たく之を禁止すること。

第四、労働時間の制限は、十六歳未満の男女又は十六歳以上の女子に適用し、勅令に依り第一種工場は十二時間、第二種工場は十三時間と

なすこと、但し法律施行の當初には、第一種工場は十三時間、第二種工場は十四時間とし、漸次之を短縮し、十ヶ年の後に至り此制限に達せしむること。

休憩時間は前掲の職工に對し、勅令に依り一日一時三十分以内と定むること。

第五、定期休業日は前掲の職工に對し、勅令に依り一ヶ月二日以内と定むること。

第六、特に危險なるか、又は衛生に害ある業務に關して、前掲の職工に對し勅令に依り之が禁止制限をなすこと。

第七、業務災危に就て工業主は救濟の責任を負ふものとし、而して責任の程度は法律に於て、一定の標準を設け、其範圍内に於て命令を以て之が細目を定むること。

第八、職工徒弟の傭入紹介に就ては、命令を以て取締の規定を設くること。

右掲ぐる所の法案に對し、世間の批評は區々に分れたるも、大體に於ては、多數の賛同を得たるものゝ如し、只適用の範圍狭きに失すること、勞働時間の制限稍々寛大に過ぐること等の非難は、或は正鵠を得たるものあるを思ふなり。

余輩同志は已に工場の調査を了はり法案の起草をなし、尙ほ之が講究をなしつゝあるに際し、同年調査の機關は廢止せられ、法案は終に議會に提出せらるゝに至らず、工場法の制定は何れの時に在る乎、殆んど知る能はざることゝなれり。

明治四十年社會政策學會は、始めて第一回大會を開き、討議の問題を工場法と定め博士金井延博士田島錦治の兩氏及び余は之が主題者

として報告をなしたり。報告及び討議の詳細は、該會の出版に係る「工場法と勞働問題に譲り、茲に之を述べざるも要するに主題者の報告も會員討議も與に工場法制定の可否に關する概論に止まり其内容に及ばざりき。余も亦主として、我國勞働者の現狀に基きて、工場法制定の必要を論じ、最後に法案の内容として、必らず缺く可らざる事項を列舉し、余の持論の最低限度を發表したり。余は茲に之を摘錄して本章の局を結ばんと欲す。

第一、職工の最低年齢を十二歳となすこと。

第二、十六歳未満の男女及び十六歳以上の女子の勞働時間を十二時間に制限し、一時間の休憩を其間にに入ること。

第三、十六歳未満の男女及び十六歳以上の女子に對し、徹夜業を禁止すること。但し交代執業の場合には例外の規定を設くることを

得。

第四、特に衛生に害あり、又は危険の虞ある業務に關しては、十六歳未満の男女及び十六歳以上の女子の傭使を禁止又は制限すること。

第五、總ての職工に對し、一ヶ月二日以上の休業日を與ふること。

第六、職工の募集に關しては、豫め募集規則を定め主務省の認可を受

くること。

第七、本法は原動力機を裝置し、十人以上の職工を傭使せる工場及び原動力機の裝置なきも、二十人以上の職工を傭使せる工場に適用すること。

第三章 労働保険の將來

労働保険が労働問題解決の方法として歐洲各國社會改良家の歓迎する所となりたることは先きに述ぶる所に依つて之を知らん。我國に於ても亦此制度が將來有力なる社會改良策の一として數ふべきものたるべきは固より言を俟たず。然るに從來我國社會改良家は窮民救助制の必要を認め、頻りに之を唱道するも、未だ労働保険制が労働者救護の爲めに急要缺く可らざることを覺知せざるものゝ如し。我政府は曾つて窮民救助法案を議會に提出したり、議員の提出に係る同種の法案も亦之ありき、又一派の社會改良家は窮民救助の方法として、各地方に労働處を設くるの議を立てたることあり。抑も窮民救助制は其名の美なるに關らず其實は至大の弊害之に伴ふものにして、之を實

行するに當り、深く警戒を加へざる可らず。歐洲各國にては、歴史的因縁の爲めに一朝にして之を廢止する能はざるも、之より生ずる弊害を匡正するに就きては、當局者は非常に苦心慘憺たるを見る。今我國に於て此制度を設けんと欲せば、宜しく慎重の討究をなし、豫め弊害の淵源を杜絶することを務めざる可らず。若し然らずして、輕忽に法律を制定するときは、我國社會改良策の史上に於て終に塗抹す可らざる汚點を留むるの憂あるべし。余は是の如き危險なる制度は、之れを他日の問題となし、先づ勞働保險制を設けて窮民の増加を豫防する所の積極の方針を取るは、我國社會改良家の本分なることを斷言する者なり。

我國勞働保險の將來は、種々の困難に遭遇することは當然豫期せざる可らず。奈何となれば我國民は普通の保険事業に關しても未だ多年の經驗を有せず、殊に勞働保險の如きは、其名稱さへ聞く者をして稍

々奇異の感を起さしむるを免れざるものなればなり。去れば我國社會改良の局に當る者は、今の時に當つて先づ勞働保險に關する大方針を定め、或は政府の權力に訴へ、或は私人の事業に依り、時勢に應じ機宜を窺ひて漸次之を遂行し、幾多の星霜を経たる後始めて勞働保險の系統を完成するの覺悟を有するを要す、徒に歐洲各國の制度を摸倣し、一舉其功を收めんとするが如きは成るべく之を避けざる可らず。

我國勞働保險の組織は奈何なる種類に依るべきか、此問題に就ては保険の種類に依つて之が解答を異にするべきが故に、各種の保険に關する方針を述ぶるとき、之を説明することゝせん。

勞働保險の主義に就て、我國に於ては任意主義、強制主義の二者孰れを可とするや。余は任意主義の適當なるを斷言するに躊躇せず。任意主義と強制主義の利害優劣は、先きに述ぶる所の如し。之を我國の

國情に従じて判断せんに、我國民が政府の權力に信頼するの念強きことは争ふ可らざる所にして、假令表面には自主自由の氣象を示すも内心には政府萬能の信仰を抱く者比々皆然らざるはなし。この點に於て我國民は寧ろ獨逸國民に近似せるを見る、夫の英國民の氣風の如きは、我國民の夢視する能はざる所たり。此理由に基きて我國勞働保險の方針として強制主義の適當なることを主張する者あるべし。顧ふに強制主義を實行するに當つて各種の保險に就き其組織を官業となすは策の得たるものに非らず。或は工場主の單獨保險若しくは相互保險となすもあらん、或は勞働者の相互保險となすもあらん、或は二者共同の相互組織を取ることもあらん。獨逸の實例に依つて以て之を知るべし。而して是等の保險組織をして其効果の完全ならんことを欲せば資本家も勞働者も與に勞働保險に關する相當の知識と經驗と

を有するの必要あり。若し毫も此種の知識經驗を有せざる者に向つて保險の強制を實行せんか、猶ほ南洋の土人に對し立憲政體を設くるが如く、啻に其効なきのみならず、其害の及ぶ所蓋し測る可らざるものあるべし。獨逸に於ては強制主義の實行以前已に多數の職工組合、共濟組合ありて、勞働者は勞働保險に關する多少の知識經驗を有せり。又從來工場主の經營に成りたる單獨保險の數少なからざるが故に、資本家の階級に在ても勞働保險に就き相當の觀念を有せり。是の如き國情の下に強制主義を行ふも、已に存在せる實體に向ひ其活動に就きて政府の威力を加ふるに過ぎざるを以て、其効果大に見るべきものありしなり。然るに我國に於ては、勞働保險の歴史は、纔かに開卷の始めに在り、勞働者も資本家も殆ど勞働保險の何物なるかを解せざるの觀あり。此國民に對して強制的に保險の制度を立つるは實に危險の至

りと云はざるを得ず。去れば我國の労働保険は、宜しく任意主義を以て大體の方針となし、政府は直接に間接に之を奨励することを務むべし。此方法に依るときは、労働保険は確固たる基礎の上に健全なる發達をなすを得べく、社會改良の目的を達するに於て憾む所なきを得ん。労働保険に要する費用の負擔者は、保険の種類に依つて其趣を異にすべきこと固より言を俟たずと雖も、之を概言せんか、資本家労働者の共同負擔となすは歐洲各國に於て其實例に富めり。我國の労働保険に於ても、亦此方針に依る可とす、是れ實に社會改良上必要の事たり。殊に我國に於ては、資本家と労働者との間に、家族關係の美風未だ泯滅に歸せざるを以て、此方針を實行するに當り、資本家の反抗は比較的少かるべし、又之を實行したる後には此美風は或程度までは之を存續することを得べし。労働保険の費用を國家に分擔せしむるの理由及び

實例は先に之を述べたり。我國に於ても亦此方針を探るの必要なることは之を斷言するに憚からず、顧ふに我國産業が僅かの星霜の間に偉大なる發達をなせるは、政府の保護與つて力あるものたり。而して從來政府が産業を保護するや、眼中只資本家のみを中心とし、保護の方針として資本家に對して補助金を與ふるとを知るのみ故に労働者の利害休戚は、産業の發達と何等の關係を有せざるものゝ如く思惟し、恬然として更に顧みざるなり。抑も生産の原力は資本と労働とに在り、國民經濟の發展の爲には二者の間輕重をなすべきに非らず。資本家さへ之を扶助せば、産業の發達は自ら来るべしとの謬見は、經濟の理法に照らし、正義の要求に對し、實に寬假す可らざることたり。維新以來、我國の資本家が産業の保護を名とし、以て國費を私せし額は殆んど計る可らざるものあり、而して労働者の爲めに政府は奈何なる支出をな

したるかを思はゞ實に寒心に堪へざるものあるなり。嘗つて日清戰役後、社會改良家として朝野に翹望せらるゝ某氏は、償金の一部を割いて我國將來の社會改良策實施の基金となすの議を立てしも、遂に政府の容るゝ所とならざりしは、洵に惜むべきはり。今や我國は軍國多事の秋に當り、此種の費用を支出するは恐らく財政當局者の首肯する所に非ざるべし。然れども若し我國に窮民救助制已に實行せられたらんには、之に要する費用は幾千萬に上りたるや知る可らず。幸にも我國は未だ此制度を有せず、之が爲め巨額の費用を省くとを得たり。去れば政府が勞働保險の爲めに相當の費用を支出するも、財政上強ち不當の事に非ざるべし。是等の理由に依り、余は我勞働保險の方針として、政府をして之に要する費用を分擔せしむるの正當なるとを信ず。

余は是より各種の勞働保險に就き我國の社會改良策として奈何な

る方針に依るべきかを講究せん。

第一 災厄保險

今や我國にては、業務災厄に關し勞働者が工業主に對して要求すべき損害賠償は、民法の規定に依るの外なし。

民法第七百九條に曰く、故意又は過失に因りて他人の權利を侵害したる者は、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず。

第七百十條に曰く、他人の身體自由又は名譽を害したる場合と、財產權を害したる場合とを問はず、前條の規定に依りて損害賠償の責に任ずる者は、財產以外の損害に對しても其賠償をなすことを要す。

第七百十五條に曰く、或事業の爲めに他人を使用する者は被用者が其事業の執行に就き、第三者に加へたる損害を賠償する責に任ず、但使用者が被用者の選任及び其事業の監督に付き相當の注意を爲した

るとき又は相當の注意をなすも損害が生ずべかりしあとは此限に非らず、使用者に代はりて事業を監督する者も亦前項の責に任ず。是等民法の規定に依れば、労働者が災厄に關して工業主より賠償を得べき範圍は極めて狹隘なりとす。故に労働者の災厄に關する救護不充分なるは、歐洲各國に於ける災厄保険制の設けなき以前と其狀態を異にせず、到底之に依つて社會改良の効果を收むる能はざるや固より言を俟たず。

官業労働者に就ては、特別法の制定あり、明治八年官役人夫負傷手當規則是なり。本法の規定を見るときは、凡そ官廳に於て工事に使役する者死傷する時は相當の手當をなすべしとあり、されば苟くも死傷の事實さへあれば災厄の原因の何たるを問はざるが如く解釋せらるゝ雖も立法者の意志果して然るや否やは得て之を知る可らず。或は原

因の奈何に依つて、救濟を與ふべき場合と、然らざる場合との區別をなすは當局者の意志に一任したるものならんか。何れにしても本法に依つて救濟さるべき範圍は、之を民法に依つて賠償を求むべき範圍に比すれば、大に擴張せられたるものと云ふを得べし。余は此法令を以て、我國社會史上の一美觀と認むる者なり。然れども此法令たる明治八年の制定に係り、當時の經濟事情を標準とし、救濟の程度を定めたるを以て、之に依つて與ふる所の救濟の不充分なるは固より當然の事たり。されば政府は明治四十年勅令第一八六號官役工人夫扶助令を制定したり、此規定に依るときは官業労働者は自己の重大なる過失に基くに非らずして業務災厄に罹りたるときは相當の救濟を受くるを得べし。

此救濟は總て扶助金と稱し、治療の費用、治療中の手當金、不具廢疾とな

りたる場合に給與する扶助料、死亡の際遺族に給與する所の遺族扶助料、葬祭料の五種に區別せり。其金額に就ては幾多の等級を分ち、適當の程度に於て之を定めたり。業務災厄に對する救濟制度として稍々進歩せるものと云ふべし。

同年鐵道廳は帝國鐵道廳職員救濟組合規則を制定し、主として鐵道労働者の間に共濟組合を組織し、災厄、老衰、死亡に就きて保険の方法に依つて救濟を與ふることゝせり。労働者は保険料として毎月賃銀一ヶ月分の百分の三を支拂ふものとし、而して政府は百分の二に相當する金額を限度として組合に補助金を下付す。此救濟組合規則に於て特に災厄を分割せず、老衰、死亡と與に之を一括して保険の組織をして、由つて以て救濟の目的を達せんとしたるは、此法令の特徴として見ることに足ることたり。

今民業たる工場に於ける災厄救濟の現状に就き、茲に其大要を述べんに、若干の大工場に於ては扶助の方法存せり。或は三菱造船所の如く、一定の規則を定め、或は鐘ヶ淵紡績會社の如く共濟組合を設け、職工の醵金に加ふるに工業主の補助を以てし、由つて以て救濟をなすものあるも是れ稀有の例たり。多數の工場にては、是等の方法を設くることなく、事あるに當り工場主より多少の扶助金を支出するを例とし、其金額は即死又は重大なる負傷に對して通常二三拾圓乃至五六十圓なりとす。紡績工事情報告に曰く、業務上の負傷に就ては各工場とも無料にて醫療を受けしめ、或は賃銀の全部又は其一部を給することあり、之が爲に死亡せる場合には、稀に祭祀料、扶助料として百圓以上を給するものなきに非ざるも、多くは五十圓以下を其遺族に與ふ、而して此金額は職工の勤續年限の長短及勤勉の程度等を參照して定むるもの

にして、工場規則に於て豫め一定の額を設くるもの稀なりと。鐵工事情報告に曰く、負傷に對しては其原因が業務に關するときは、醫藥療養の費用は工場主の負擔たるを通常とす、或は工場附屬の病院を設けたる所あり、或は工場附近の開業醫又は病院と特約を結べる所あり、然れども休業中の賃銀は之を支拂ふ所少なし、只若干の工場に於て一定の率に依り、療養中賃銀の幾部分を支給せる所あり、三菱造船所は職工の等級に依り、拾五圓乃至壹圓の手當金を支給せり、大宮工場は毎日時間給五時間分を支給せり、負傷死亡の場合には相當の祭祀料を給するは一般的な事例なり、其金額は五十圓内外を常とするものゝ如し、三菱造船所に於ける全額を給せり、負傷死亡の場合には相當の祭祀料を給するは一般的な事例なり、其金額は五十圓内外を常とするものゝ如し、三菱造船所にては、職工の等級に應じ、五拾圓乃至貳千五百圓の扶助料を給し、九州鐵道小倉製作所にては二十圓乃至三百五十圓、川崎造船所にては五圓乃至は、職工の等級に應じ、五拾圓乃至貳千五百圓の扶助料を給し、九州鐵道小倉製作所にては二十圓乃至三百五十圓、川崎造船所にては五圓乃至

至二百圓どせり。

以上述ぶる所に依り、災厄に關する職工の救濟は法令の規定に依るも亦任意の施設に依るも奈何に不完全なるかを知るべし、苟も勞働者の利害を念とする者豈之を輕々に看過するを得んや。然らば之に處するの方法奈何、顧ふに歐洲に於ける強制主義に依る災厄保険制は我國情に適せざるものたり、去れど只民法の制裁にのみ依頼するときははるゝ所の補償法は此中間に立てり。我國が採つて以て模範とすべきは之に如くものなかるべし、然りと雖も災厄の救濟は災厄保険制の設備を俟て其効果の完全なるを得ることは夙に識者の定論となれり、補償法なるものは民法の規定に比すれば幾分の進歩を示せるも、之を以て災厄救濟の目的を果せりと云ふ可らず、去れば補償法は保険制の

準備と見做し之に依つて直接に災厄に關する工業主の責任を明にし、間接に災厄保険の設立を促すことゝせざる可らず。歐洲諸國の補償法を制定せる所に在て、立法者の意志茲に在ることは先きに述べる所の如し。余は本邦災厄保険の方針も亦是の如くするを以て社會改良上策の得たるものと信ず。我政府は此方針に基き將來に於て左に述べる所の事項を實施するを要す。

(一) 職工災厄救護法を制定し、災厄の原因が苟も労働者の故意及び重大なる過失に基かざる限りは、之に關する労働者の救濟は凡て工業主の責任となすこと。

此立法の必要は先きに述べたるを以て茲に之を再言せず。論者或は曰く、工業主をして是の如き廣大なる範圍に於て責任を負はしむることゝせば、大工業主に在つては能く之に堪ふることを得んも、小工業主

主に在つては一時の災厄の爲めに巨額の負擔をなし、終に其營業を持続する能はざるの憂ありと。余も亦多少此疑を有せざるに非らざるも、法律の内容に依つては之に處する、自ら其方法あることを信ずるなり。即ち法律に規定せる工業主の責任は、救濟に必要な最低限度に止むることゝなし、又保険組合及び老廢保険局の設備に依り、工業主の負擔を輕減することを圖らば、資本の薄弱なる小工業主と雖も容易に此責任を完ふすることを得べし。此法律に於て、救濟の方法は災厄の結果が一時の負傷に止まる場合には相當の醫療をなし、又賃銀の幾部を給することゝすべし。若し之が爲めに死亡せる場合には、祭奠料及び遺族扶助料を給すべし、又其結果が永久に涉り終に廢疾となりたる場合には一時金若しくは年金を給すべし。一時金と年金との利害は先きに老廢保険の章に於て述べたる所の如し。

(二) 工業主をして保険組合を設立せしむること。

工業主が災厄に對する救濟を負擔するに當つては、一時負傷の場合に於ては其出費僅少なるを以て、單獨に之を負擔するも強ち困難なる事には非ざるべきも、不具廢疾の場合に於て、之に一時金を給與すれば其額や多きに失し、年金を給與すれば其負擔は永久に涉り、延いて工場の經營に就き、少からざる困難を生ずるを免れざるべし。殊に小工業主は之が爲めに破産の不幸に陥るも亦知る可らず。今若し工業主をして業務の種類若くは地域の關係に基きて保険組合を組織せしめ、災厄救濟に要する費用を共同に負擔すること、せば、此困難を避くること容易なるべく、従つて労働者救濟の爲めに工業の發達を攪亂するが如きことは毫も之なかるべし。且又此組合が成立したる暁には、組合員の所有せる工場に於て、災厄の數を減少するは組合全體の利益たる

を以て、各自工場の設備、器械の裝置等凡て災厄を生ずべき原因に就き組合の監督は自ら嚴重なるべきのみならず、組合員相互の間に於ても常に之が警戒を忽にせざるに至るべし。去れば保険組合の設立は間接に危害豫防の一方法たるを得ん。歐洲諸國に於て災厄保険法を制定せる所に在つて、工業主をして保険組合を組織せしむるを以て、立法の主眼となすは實に至當の處置なりと云ふべし。然りと雖も保険組合の設立を以て、強制的のものとなすは非なり、政府は只間接の方法に依り之を獎勵保護し、これが發達を期することを務むべし。其方法たる種々あるべしと雖も、先づ探るべきは職工災厄救護法に於て工業主が保険組合に加入し、救濟の責任は組合に移り、工業主は直接に何等の責任とも負はざる規定を設くることはれなり。又特に官公立病院に命じて、組合の要求する患者の治療に就ては、割引又は無料にて引受を

なさしむることべし。或は不具廢疾となりて、一時金若しくは年金を給與する場合に、一定の率に依つて國庫の補助金を下付するが如きは、獎勵方法として最も有効なるものならん。或は老廢保險局をして組合の保險に對し、再保險をなさしむるの便宜を開くも可なり、是等の方法に依りて組合の設立を獎勵せば、假令強制主義を實行せざるも、工業主の常として損益の計算に敏なるものなれば、必ずしも組合の設立は歳を追うて増加するに至るべし。

(三) 老廢保險局をして、其事業の一部として災厄の爲めに不具廢疾となりたる者に關する保險を營ましむること。

勞働保險の系統を完全ならしむる爲めには、必ずや政府をして老廢保險局を設立せしめざる可らず、此事に就ては後に之を述ぶべし。此保險局をして災厄の爲めに不具廢疾となりたる者を救護し、保險の利

益を與へしむるは災厄救濟の目的を達するに就き極めて必要なること。蓋し先に述ぶる所の保險組合なるものは、少數の大工場に在つては互に氣脈を通ずるの便あるを以て、之を設立するに就き、何等の支障なかるべきも、多數の小工場に在つては此便宜を缺くを以て、之を設立するは容易の業に非らず、或は業務の種類に依つては殆ど不可能の事たる場合なしとせず。今若し老廢保險局をして、其事業の一部として災厄救濟の業を執らしめんか、是等の小工場主と雖も、保險の方法に依つて災厄の負擔を容易ならしむるの利益を得べし、且又已に官業として保險を營む以上は、其經費は國庫の支出に係り、尙ほ必要に應じて保險料の幾分をも國庫負擔となすが如き特別の保護を加ふることへせば、小工場主の負擔は多少の輕減を見るを得べく、從つて大工場と比較し、過重の負擔をなすの憂なかるべし。

老齢保険局をして不具廢疾の救濟をなさしむる、保険組合の設立ある場合に於ても、亦其利益少なしとせず。奈何となれば組合員の數少なく又保険の計算困難なるものに在つては、保険局に就きて再保険をなすの便宜を得ればなり。

不具廢疾の救濟方法として、年金制を探る場合に、保険局をして災厄保険の一部を營ましむるは、實に労働者保護の爲に必要な事とす。顧ふに年金給與の事たる、其責任は多年に涉り、其終了期間は豫知す可らざるものたり。今若し此契約をなしたる保険組合が解散さるゝ場合には、何人か之を引繼がざる可らず。然らば、年金契約を改めて保険の計算に依りて算出せられたる元金を、一時に支給するの外かかるべし。又工場主が單獨に此義務を負擔したる場合にも、同一の困難を生ずるを免れず。殊に憂ふべきは工場主が破産したるときに當り、勞

働者が年金を受くるの途は忽ち絶ゆることはなり、今若し保険局をして災厄救濟の經營をなさしめんか、凡て是等の弊害を排除することを得ん。

第二 疾病保險

疾病に關する職工の救濟に就き、我國工場の現況を見るに、紡績工場に於て或は常備の醫師を置き、或は病室を設けて職工の治療をなせるものありと雖も、是れ主として寄宿職工の爲めにせるものたり。而して醫藥料は職工と工場と分擔せるあり、或は全然職工の負擔となせるあり、各々處に依て異なり、手當金を與ふる所は全く之あるを見ず。富士紡績會社にては、疾病保險の制を設けたり、曾つて大阪には紡績業者の聯合に成る保険會社ありしも、創立後若干もなくして閉鎖せり。生絲工場に關しては、職工事情報告に依れば、疾病に關する設備に就ては、

各地方の工場中、特に病室を設け、或は常備の醫師を置くものは、僅に指を屈して數ふべし、多くの工場に於ては、病者あれば之を寄宿舎の一室に入れ、隨時醫師を招くに過ぎず、醫藥料は職工の負擔となすを例とす。之を工場の負擔となし或は割引の方法を設けたる者甚だ稀なり。又鐵工場に關しては職工事情報告に依れば、疾病に對する救濟の設備をなせる所甚だ少し、多くは之を職工の自力に放任し、工場主は之を顧みざるものゝ如し、只三菱造船所は、四ヶ月を限り、大宮工場は勤続年限に應じて三十日乃至九十日の範圍に於て相當の手當金を給せりと云ふ。官業労働者に關しては、鐵道救濟組合の制度あり、労働者の死亡に對して相當の救濟をなせるも、未だ疾病に就ては何等の施設なし。要するに我國各種の工場に於て疾病の救濟は洵に不完全なりと云ふの外なし。去れば保險の方法に依つて適當なる救濟を施すは社會改良上緊要の事と云ふべし。

我國疾病保險に關する將來の方針に就ては、共濟組合を發達せしむるを以て最も適當なるものとす。歐洲に於る強制保險の主義は、我國情に適合せずとすれば、宜しく任意保險の主義に依り、労働者の間に共濟組合を設立せしむべし。共濟組合の組織に就ては、歐洲に於けるが如き大規模のものは、我國にては俄かに之を望む可らざるのみならず、組合の經驗なき我労働者に在つては、却つて弊害の之に伴ふ憂ひなしとせず、寧ろ狹隘なる區域に少數の組合員を以て之を組織せしむるを可とす。是の如くするときは組合員相互の監督は嚴密に行はるべく、虛偽の申告に依つて救濟を私するの弊害を杜絶することを得べし。抑も疾病保險に於ては、災厄保險、老廢保險に於けるが如く、保險の目的たる事實は、確實に且つ明瞭なること能はず、從つて被保人が虛偽の行

爲をなす場合少なしとせず、之に對しては組合員相互の間に嚴密なる監督をなさしむるに如くはなし。英國共濟組合は、其組織の廣大なるものに在つては、疾病の救濟を以て支部の事業となし、各支部に就き獨立の會計を認め、本部は只之が聯合の機關となれり。獨逸の強制保険制に在つても、他種の保険は成るべく其區域の廣大なるを務むるに關係らず、獨り疾病保険に就ては、狹隘なる區域に於て組合を設立せしめたる。是等の事例たる、何れも其期する所は組合員相互の監督を嚴にすること外ならず。是れ實に我國疾病保険の將來に於て深く考量すべきことなりとす。

我國共濟組合組織の方針としては、地域の關係及び業務の關係を參照するを要す。小都市にて業務の種類少なく、且つ労働者の數少なき場合には自治區を標準とし、業務の奈何に關らず、凡ての労働者を一括

して組合を組織するを宜しとす。大都市に於ては労働者の事情全く之と異なるを以て、主として業務の同一なる労働者を以て組合を組織せしめ、而して之を補ふに地域に基ける組合を以てするを適當となす。又地域の奈何を問はず、一工場にて多數の労働者を傭使する場合には、只其工場内の労働者を以て組合を組織するも可なるべし。

職工組合と労働保険の關係に就ては、先きに述ぶるが如く、二者を密接せしむるは社會改良上望むべきことなるが故に、我國の職工組合は成るべく労働保険を以て其事業となすことを務むべし。殊に疾病保険に至つては、其經營や困難に非らず、職工組合の事業として最も適當なるものなるを以て、之を職工組合の事業の中樞となすは實に必要な事たり。

共濟組合の經營に就き、資本家の贊助を求める名譽會員の名稱を以て

彼等の加入を許し、相當の補助をなさしむることは、歐洲各國に於て其事例少なしとせず。殊に佛國に於ては、此事盛んに行はると云ふ。我國に於ても亦此方針を探るは共濟組合の發達上必要の事たり、論者は之を以て労働者の獨立自營の精神を傷くるものとなし、之に反対する者あらん。余の見る所に依れば、職工組合の如き資本家に對抗して労働條件の改良を促すの目的を有せるものに在つては、資本家の贊助は其獨立行動を妨ぐるの弊害を生ずるの恐なしとせず。然れども労働保険を以て唯一の事業となせる共濟組合に就き資本家の贊助を求むるは労働者に取つて毫も弊害を生ずべき理由なく、却つて二者の調和を圖るに於て其の利益や少なしとせざるべし。殊に一工場内に在る共濟組合に至つては、工場主の贊助を求むること實に必要なることたり、組合は之に依つて啻に財源の補助を受くるのみならず、或は保險

の事務一切を擧げて、之を工場主に委するが如き便法も行はるゝを得べし。

共濟組合の發達に就き、政府が相當の助力をなすは至當の事たり、先づ共濟組合法を制定し、特定の條件を充たしたる組合に對して法人の資格を與へ、組合の設立解散は凡て登記を要することゝし、組合の規約には一定の準則を示し、成るべく之に依らしむることを務むる等、各種の便宜を與ふるを要す。又地方團體、慈善團體の設備に係る病院及び常設の醫師ある場合には、組合との聯絡を作りて醫藥に割引をなすが、或は施療をなす等の方法を設け、由つて以て組合の費用を減少するを圖るべし、殊に政府及び地方團體が特定の條件の下に組合に補助金を下付するが如きは、是れ亦有力なる保護獎勵の方法たるべし。

第三章 老癡保険

我國工場に於て、老廢の救濟に關する施設は殆ど之なしと云ふを得べし。只二三の鐵工場に於て、保險の方法に依り退隱手當、退隱料の名稱を以て、一定の勤續年期後、老廢業に堪へずして解雇せらるゝ者に對し、相當の支給をなせるあるのみ、例へば三菱造船所の如し。去れど是等の工場にて、此特典を受くる勞働者は甚だ少く、施設の効果は未だ充分ならざるを見る。加ふるに何れの工場にても一時金の方法を探るを以て、先に述ぶる所の理由に基き、救濟の目的を達するに由なし。工場主にして茲に省みる所あり、年金制を以て之に代ふるの計畫を立つる者あるも、其實行の困難なると、又其支出は永久に涉り、鉅額に失するの危險を慮り、容易に之を行はざるなり。只鐵道救濟組合に於ては、一定の年齢以上の勞働者に救濟金を下附するの制度あり。

老廢に對する救濟の現況是の如し、我國社會改良家たる者は之を忽

諸に附すべきに非ず。抑も我國工業の革新は尙ほ草創の時期に在るを以て、勞働者の老廢業に堪へざるもの未だ多からず、之より生ずる所の弊害は未だ世間に發表せられずと雖も、工場組織の發達するに従つて、此種の弊害は漸次暴露せられ、之に對する救濟施設が社會問題の重要な地位を占むるの日、蓋し遠きに非ざるべし。今より豫め之が方針を定め、着々其歩を進むるは社會改良上緊切の事なりとす。

余は我國老廢保險の方針として、先づ官業として老廢保險局を設け、任意主義に依つて勞働者に對して老廢保險を營むことを主張する者なり、其細目に就きては左に掲ぐる方法に依ることを望む。

(一) 老廢保險局は中央に本局を設け、各地方に支局を設くべし、地方に依つては郵便局をして支局の代理をなし、保險料の徵收、保險金の拂渡等の事務を執らしむべし、老廢保險局と郵便局との間に聯絡を通ずる

ことは獨逸に行はるゝ實例にして、費用の節約及び執務の敏活を圖ることに適當なる方法なりとす。

(二)被保人は労働者を主とし、之に準ずる細民をも包含せしむべし、此目的を達する爲めには、獨逸法の如く被保人の種類を列舉明示するの必要なし、只保険利益の最高限を定めて、間接に此以外の社會階級を除外するを以て足れりとす。

(三)救濟の方法は年金制を探るを可とす、而して年金額は割一に定めずして之を等級を分ち、被保人の任意に依りて其受くべき年金額を定めしむべし。保険料は年金額の多寡に依つて異なるべきは固より言を俟たず、是の如くせば被保人は平時の所得に應じて其負擔すべき保険料を定め、従つて老齢の場合に其受くべき年金額を定むるの便宜を得べし。

(四)保険料の負擔は被保人たる労働者に歸するを以て原則となすも、

工業主及び其他の人が、其全部又は幾部を負担することを許すべし。此方法は工業主が特に自己の傭使せる労働者を保護せんとする場合に利用せらるべき、又工業主以外の人にして慈善の目的に依り特別の關係ある被保人を救護せんとする場合にも利用せらるゝを得ん。

(五)被保人が未だ年金を受くるに及ばずして死亡せる場合に、已に拂込たる保険料の處分に就ては、元資保存方法に依りて之を遺族に給與すべし、此事たる保険計算上困難を生ずることなきに非ざるも、労働者救護の爲めには洵に必要なることとす。

(六)保険料の納付は一時に之をなすも、或は定期に之をなすも妨なきことをすべし、定期の保険料を納むるは一般保険に行はるゝことなり、一時に之を納むるは恰も一定の代金を拂ひて年金権を購買するもの

にして、稍々保険の性質に遠ざかるの觀なきに非ずと雖も、災厄救護法に依つて保険料の負擔が全く工業主に歸せる場合の如きは、此方法に依るは工業主に取つて却つて便宜たる場合あり、又労働者が已に若干の貯金をなしたるときは、之を年金權に轉ずることを欲する場合の如きも、此方法は適當なるものなり。

(七) 老療保険局は相互保険の組合に對し再保険をなすべし。是の如くせば労働者の組合が經營せる保険の基礎確實となり、延いて相互保険の發達を助成するの結果を生ずべし。

(八) 老療保険局の收支は凡て特別會計となし、而して年々國庫より相當の補助費を支給すべし。此補助費を支給するに就ては、各被保人の受けたる所の年金額に對し、一定の率に依て増額をなすこと獨逸法に於けるが如くすべし。先きに屢々述べたる所に依れば、老療保険の支出す

る年金額をして、救濟の目的を完ふする程度に達せしめんと欲せば、保険料を多くせざる可らず、而して是の如き多額の保険料は労働者の負擔に堪へざる場合少なしとせざるを以て、政府の補助費を以て之を補充するは亦已むを得ざることたり、而して補助金下附の方法種々あり、或は一般會計に就き特定の財源を指定し、之より生ずる收入は凡て老療保険の資金となすも可なり、或は必要なる經費を毎年國庫より支出するも可なり、宜しく財政の狀況を參照し、適當の處置をなすを要す。

(九) 老療保険局は保険計算に基き保険基金を積立つべし、又何時にても公衆の義捐金を受くるを許し之を基金に操込むべし、蓋し老療保険は、保険事業たると同時に慈善事業の性質をも有するを以て、保険局が公衆の義捐金を受け、更に其基礎を鞏固にするは至當の事たり。

(十) 老療保険局は其事業の一端として災厄の結果たる不具廢疾に對

する保険を營むものとす、此理由は先きに災厄保険の場合に之を述べたるを以て、茲に之を再言せざるべし。

4612
2

11505

工場法と労働保険

工場法と労働保険 終

明治四十二年十二月二十日印刷

明治四十二年十二月二十五日發行

最近經濟問題第二卷

工場法と労働保険與附



著作者

葉田熊藏

發行者

株式會社文館

右代表者

草村松雄

印刷者

佐久間衡治

印刷所

株式會社秀英舍

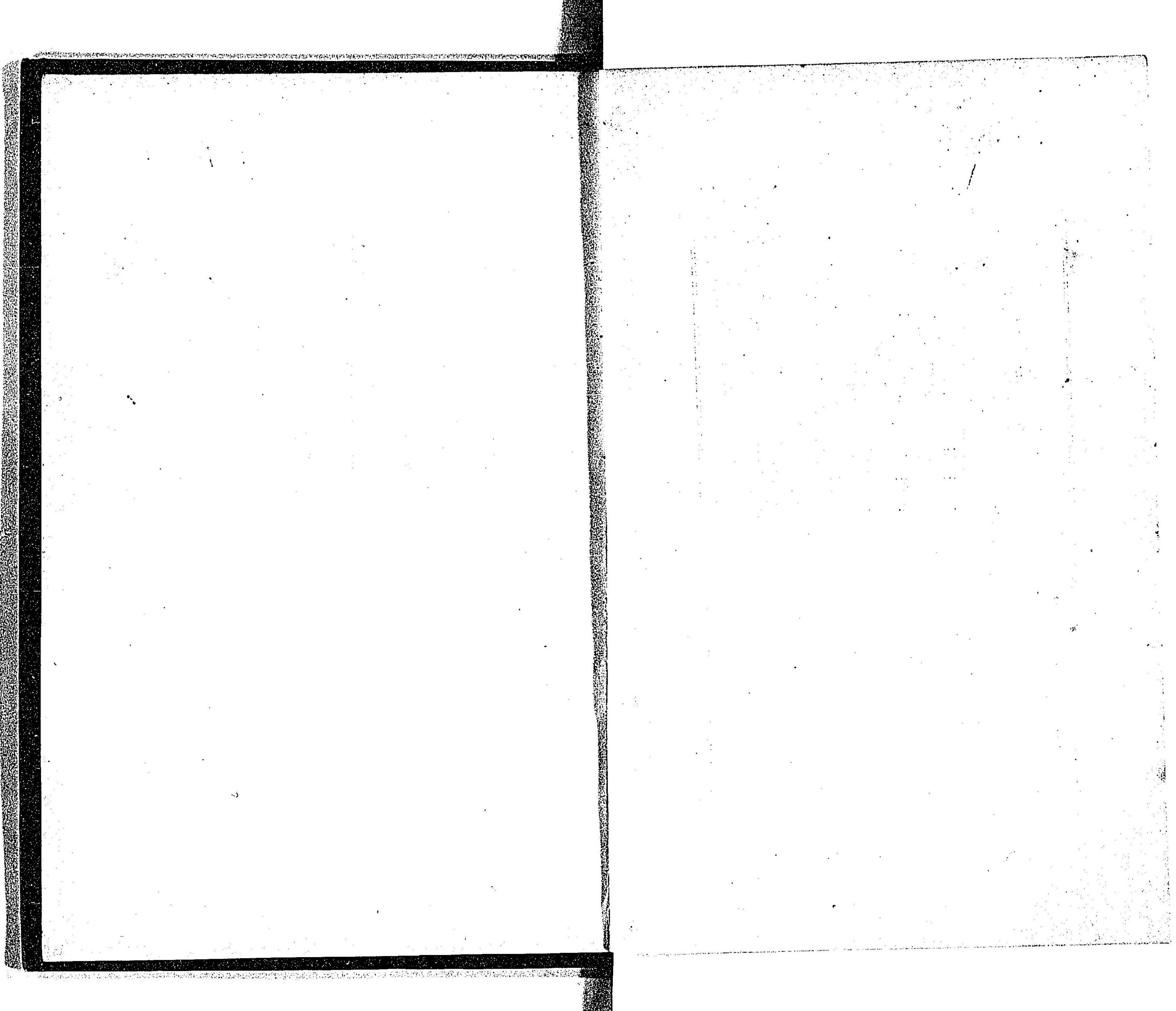
東京市京橋區南鍋町一丁目二番地

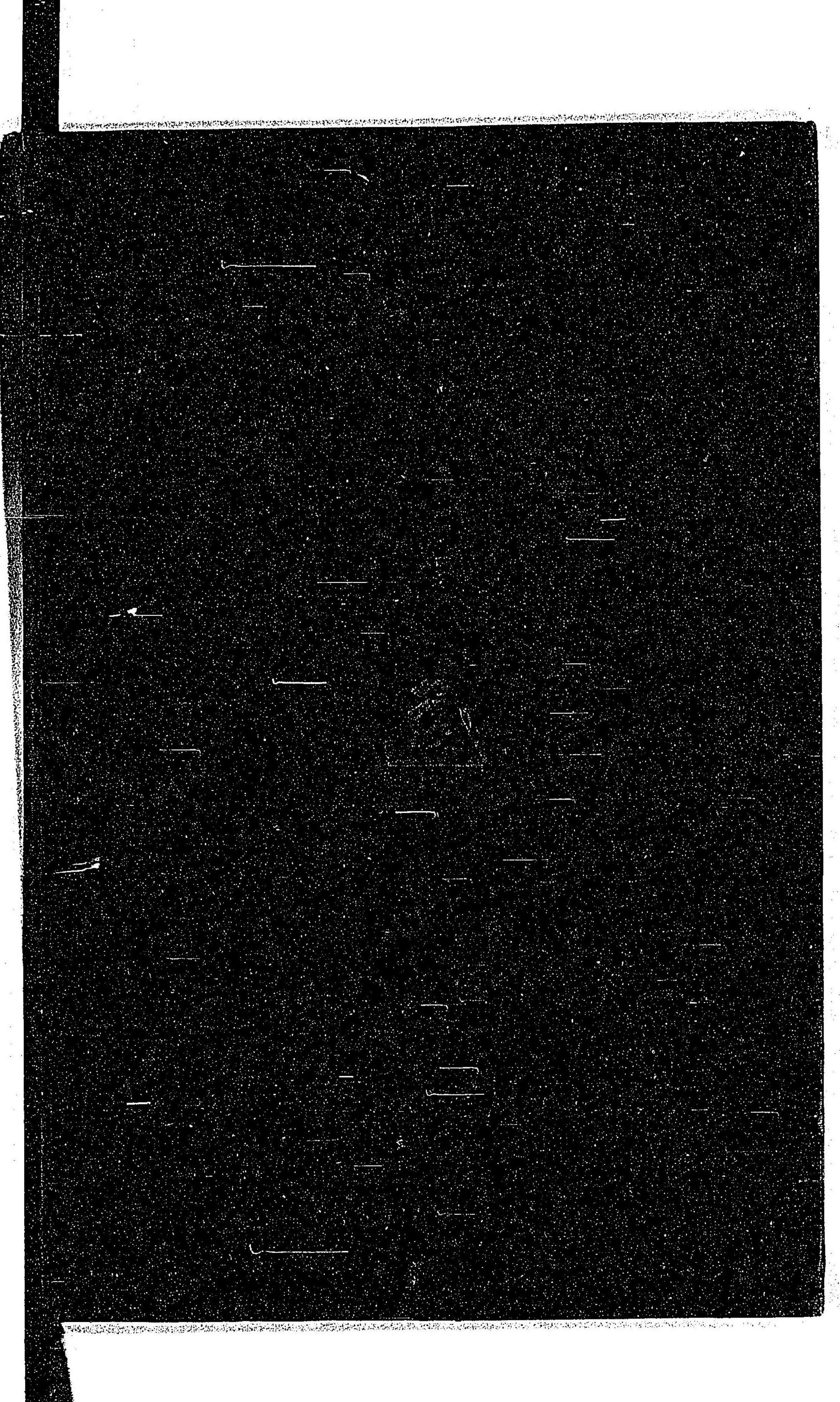
振替金口座 東京八五三番
電話新橋二五六六、四四三二、四九六九

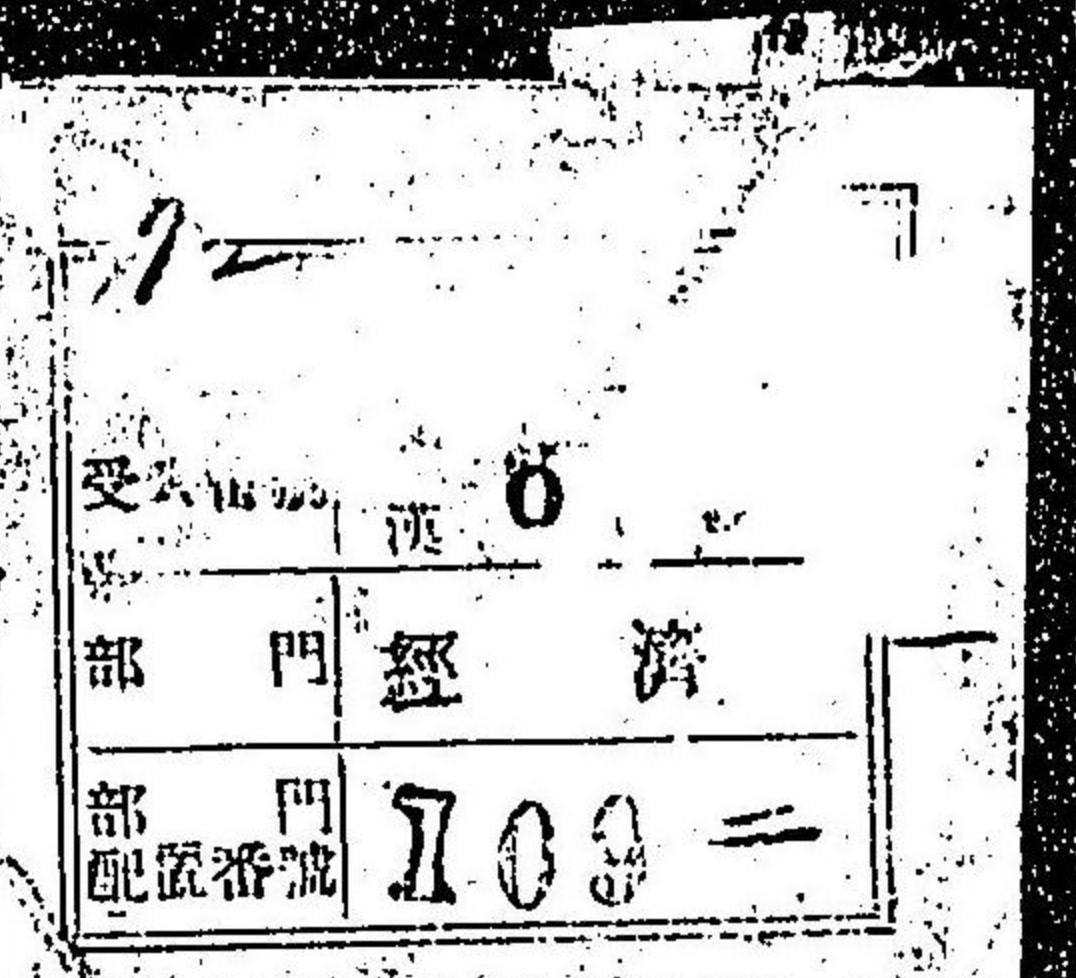
發行所

株式會社文館

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地







037560-000-4

特70-445

工場法と労働保険

桑田 熊蔵/著

M 4 2

BBU-0175

